

自主的労働組合法獲得闘争

労働組合法を即時制定すべし、の要求は我國全労働階級の要求である、大分第六回大会に於ても、自主的労働組合法獲得に關する件が可決され、關東労働同盟會大分日本労働總同盟大會、社民黨大會等に於ても切實な労働階級の要求として上提可決され凡ゆる機会に於いて叫ばれ、囂はれた。本問題に付いて、本會は毎に關東同盟、總同盟の運動方針に従ひ、總同盟又社民黨案を支持して、組織的な強大なる全民衆の闘争として闘つた。殊に労働組合法制定に反對する資本家團の總本山工業俱樂部は卑劣なる術策を弄して、労働組合に對する民衆の不信用化を策して挑戦し來つたのである。政府又資本家團の鼻息を覗ふ事に汲々たるの有様であつた。而して五九議會も會期迫つた二月二十二日に至つて突如労働階級の意志を無視したる骨抜労働組合法と労働争議調停法改悪案を同時に提出したのであつた。それは現存する労働組合が今日迄幾多尊き犠牲を拂つて獲得せる地位をも奪取する悪案であつたのだ。即ち先づ労働組合法第一條目的の中に共済、修養を目的とするものも労働組合として認め、聯合組織を局限して労働組合をして協調機關、御用機關に準ず可きもの、議員の選挙運動に關し、費用を支出し又は其の費用に充つる爲め組合員より金錢を徴収する事を得ず、と規定して労働階級の政治的進出を妨害せんとし、十六、十七條に於て行政官廳の組合に對する干渉を容易ならしめ、更に十八條で内務大臣の組合解散権を認めたる外組合に對する罰則を設けて居ながら、雇主に對する罰則を除く等、宛然労働組合取締法の如きものであり又同時に提出された労働争議調停法改正案は、労働組合の罷業権を否認するに等しき「同盟罷業をなす場合は三日前に行政官廳に調停委員會開設の請求をなすを要す」と規定して、争議戦術の重要點を奪つたのみか行政官廳の審理調査に名を藉つて干渉切崩しの機會を雇主に與へしめんとし、他階級の進出を禁止して労働階級の協力を阻止せんとする等の惡條項を含む、惡案であつた。

此の惡法案に對して本會は直ちに翌々廿四日執行委員會を開催し、我等の態度を決定した、即ち此の二惡法案に對し絶對反對し、我等が自主的法案獲得の貫徹を期する事とし總同盟、社民黨の指導する幾多の動員に積極的に参加した。ポスター、ビラの貼付、三月五日の労働者農民大會、三月八日總同盟東京聯合會主催の労法獲得の示威運動等々に参加した。

二惡法案は結局貴族院に於て審議未了となり終つたが我等は飽く迄自主的労働組合法獲得の爲めに邁進しなければならぬ。本問題に關聯して従業員會聯合は反動新聞「日本」並に資本家團の總本山工業俱樂部等が労働組合不信用化の爲めにせる惡辣なる出版物を取次宣傳し、或は機關紙「聯合時報」論說に於て、労働争議禁止法の制定を主張する等完全に彼等御用幹部の反動性を曝露せる情む可き事實ありしを附記して置く。

減俸反對闘争

若槻内閣が六千萬圓の赤字補填の爲めに全官業従事員の猛烈なる反對を押し切つて強行せる官吏減俸は、金融資本團の忠誠を致す當然の結果ではあるが、我等は本問題を通じて次の如き見解の下に減俸反對の闘争を進めた。

(一) 官吏減俸は雇員備人等に對する減員減給の前提であり、(二) 諸手當の減額、待遇低下を來すことは明かである、(三) 我等は奏任官以上の階級に對する累進的高率の減俸は下級従事員の増給を條件として、俸給、給料の平均化を明する意味に於て一應認めるが、(四) 薄給にして而も事業の前線に立つ判任官以下に及ぼす事は絶對反對である、(五) 殊に事業の最前線に起つて從來減員、行政整理等により勞務加重を強ひら來つた雇員備人の減員減給待遇低下、勞務加重に對しては絶對反對である、(六) 更に雇員備人の減給減員は直接公衆に及ぼす影響は重大であつて、事業の公共性を破壊するものである、(七) 次に減俸を強行せんとする支配階級の底意は之れによつて國內労働階級の生活水準を引下